

様式第十(第十七条関係)

(表)

←85mm→

第 号

薬剤師法第8条の3第2項の規定による身分証明書

写真

官 職
氏 名
年 月 日

厚生労働大臣 印

53mm

(裏)

薬剤師法(抜粋)

第8条の3 厚生労働大臣は、薬剤師について第8条第1項の規定による処分をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該事案に関係する者若しくは参考人から意見若しくは報告を徴し、調剤録その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は当該職員をして当該事案に係るのある薬局その他の場所に立ち入り、調剤録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第8条の3第1項の規定による陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、物件を提出せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三～六 (略)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条第2号又は第6号(第27条又は第28条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。